

横浜市行政不服審査会 第3回会議録

日 時	平成28年6月15日（水）午後1時30分～午後3時30分
開催場所	横浜市庁舎3階総務局A会議室
出席者	田中会長、市野瀬委員、副田委員
欠席者	なし
傍聴人	なし
開催形態	議題1及び2 公開 議題3 非公開
議 題	1 標準審理期間の策定について（諮問） 2 横浜市行政不服審査会運営要領等の策定について 3 その他
決定事項	1 議題1 諮問内容を確認し、次回、答申案を検討することとした。 2 議題2 横浜市行政不服審査会運営要領等の策定について了承
議 事	<p>開会に当たり、会長が、議題1及び2については公開、議題3については非公開とする旨、決定した。</p> <p>1 標準審理期間の策定について（諮問） （事務局） 標準審理期間の策定について説明（資料(1)に基づき説明） （副田委員） 審査会を2回開催するのはなぜか。 標準的に6か月とのことだが、早く終わることはあるか。 （事務局） 第1回目に諮問内容を確認し、答申の方向性を検討する。審査会内で総意が得られれば、次回答申案を検討し、了承が得られれば答申として発出する。審議が2回で終わらない事案や意見陳述を行う場合は、回数が増える可能性もある。早めに審議できる諮問を遅く終わらせる趣旨ではない。 （副田委員） 市民の感覚からすると、「6か月」は長いとの印象を持たれることもあるかもしれない。福祉分野では3か月以内に裁決がなされている事案もある。生活に関わる問題については、できるだけ早期に結果をお示しすべきではないか。 他都市のように、3～6か月のような幅のある記載の方が市民にとっては、よいのではないか。 （事務局） 資料内の裁決件数の中には、却下件数が含まれており、本案審理を行った場合には、3か月以上要している事案が多い。 行政不服審査法に基づく審理手続においては、審理員による審理手続と審査会への諮問・答申を行うため、一定程度時間を要する。 （田中会長） （新たな行政不服審査制度になって、）直接的な理由はともかく、審理手続に必要な手続や書面等を審査することでより審理に時間を要するのではないか。 （副田委員） それでも、3～6か月と示すことで早期の裁決に向けて努力する姿勢が市民に示せるのではないか。 （田中会長） 本案審理を行う認容事案や棄却事案については、3か月では互いの主張・立証を尽くすのは難しいと思う。 （事務局） 姿勢として3か月を示せるのは好ましいが、却下事案以外について</p>

	<p>3か月以内に裁決を行うのは難しい。3～6か月と示しているにもかかわらず、実際には3か月以内ではほぼ裁決を行えないとなると、審査請求人や市民の信用を損なうことになる。現実的に裁決まで要する時間、できる限り早く裁決するというバランスを検討した。</p> <p>(田中会長) 審理員による審理手続が相当時間を要するのではないか。</p> <p>(事務局) 弁明書及び反論書の作成及び提出に一定の期限を設定する。</p> <p>(田中会長) 単に早ければよいということではない。十分な検討を行っていることが必要。手続を保障する必要がある。</p> <p>(副田委員) 3～6か月と定めることに固執することはないが、福祉の分野で6か月と示すと、一般市民は長いとの印象をもたれることを意見として述べる。</p> <p>(事務局) 迅速な裁決を行うことはもちろんだが、審理手続、審査会手続を経ると、3か月以内での裁決は難しいが、御意見をふまえて計画的な審理手続に努めたい。</p> <p>(市野瀬委員) 税分野の話になるが、審査請求をしたのち3か経過すれば訴訟を提起できる場合もあるが、福祉分野は難しいのではないか。</p> <p>(田中会長) 現時点では長くはないのではないか。標準審理期間は拘束力があるものではないが、遅延の原因とならないよう策定する一方で手続を雑に行ってもいけない。一般的・平均的な審理期間を定めるべき。一度策定した期間に縛られるものではなく、今後実績を踏まえて検討していく。</p> <p>次回、諮問内容の方向で答申案を検討する。</p> <p>2 横浜市行政不服審査会運営要領等の策定について</p> <p>(事務局) 横浜市行政不服審査会運営要領等の策定について(資料(2)に基づき説明)</p> <p>(副田委員) 審査請求人は自らの審査請求について審査会の傍聴ができるのか。</p> <p>(事務局) 個別の審査請求に係る調査審議については非公開となるため、審査請求人は審査会の傍聴ができない。</p> <p>(副田委員) 傍聴要領を詳細に定める趣旨はどこにあるのか。</p> <p>(事務局) あらゆるケースを想定してルールを詳細に定めておき、スムーズな運営を行えるようにする必要がある。</p> <p>(田中会長) 傍聴要領は必ず定めるものなのか。</p> <p>(事務局) 本市の他の附属機関の中には傍聴要領を定めている機関があり、他都市でも策定している都市はある。</p>
資料及び特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第16条における標準審理期間の策定について(諮問)</p> <p>(2) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第16条における標準審理期間の策定について(案)</p> <p>(3) 不服申立てに対する裁決件数、審理期間実績(平成25年～27年度)</p> <p>(4) ア 他都市の標準審理期間策定状況について(平成28年5月30日)</p>

	<p>イ 他都市（千葉市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市及び神戸市）の標準審理期間の策定について</p> <p>(5) 審査請求受付から裁決までの審理スケジュール</p> <p>(6) 横浜市行政不服審査会運営要領（案）</p> <p>(7) 横浜市行政不服審査会傍聴要領（案）</p> <p>2 特記事項</p> <p>(1) 次回審査会について</p> <p>次回開催日時 平成28年7月20日（水）13時30分</p> <p>次回開催場所 横浜市庁舎3階総務局A会議室</p>
--	---

本議事録は、平成28年7月20日、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市行政不服審査会 会長 田中 治